

渋谷区まちづくり審議会

(第35回)

令和5年7月25日

— 速記録 —

渋谷区まちづくり審議会

渋谷区まちづくり審議会会議録（第35回－令和5年度第1回）

1. 令和5年7月25日 午後0時58分開会

2. 出席委員（4名）

小 泉 秀 樹 出 石 稔 古 井 貴 須 藤 憲 郎

3. 欠席委員（1名）

遠 藤 新

4. 出席理事者（6名）

都市整備部長	加 藤 健 三	まちづくり 推進部長	奥 野 和 宏
まちづくり 推進部参事 （総合調整 担当部長）	米 山 淳 一	都市整備部長 都市計画課長	齋 藤 勇
まちづくり 推進部 まちづくり 第一課長	松 村 遼 太	まちづくり 推進部 まちづくり 第二課長	上 田 重 孝

5. 参 考 人（0名）

6. 会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 事

議題1 初台まちづくり協議会の認定について（諮問）

議題2 千駄ヶ谷まちづくり協議会の認定について（諮問）

議題3 その他

3. 閉 会

【配布資料】

資料A	認定要件審査表（初台まちづくり協議会）
資料B	申請概要資料（初台まちづくり協議会）
資料C	認定申請説明資料（初台まちづくり協議会）
資料D	認定要件審査表（千駄ヶ谷まちづくり協議会）
資料E	申請概要資料（千駄ヶ谷まちづくり協議会）
資料F	認定申請説明資料（千駄ヶ谷まちづくり協議会）
資料1	諮問文の写し

【加藤都市整備部長】

皆さん、こんにちは。都市整備部長の加藤でございます。

本日ご出席の委員の皆様が皆様おそろいでございますので、定刻前ではございますが、開会させていただきたいと存じます。

改めまして、私、理事を務めております都市整備部長、加藤でございます。久しぶりのまちづくり審議会開催ということで、非常にうれしく思っているところでございます。今日は、各先生方、委員の皆様、ぜひご活発なご意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席の理事をご紹介します。

まちづくり推進部長、奥野和宏でございます。

【奥野まちづくり推進部長】

奥野です。よろしくお願いいたします。

【加藤都市整備部長】

まちづくり推進部参事（総合調整担当部長）、米山淳一です。

【米山まちづくり推進部参事】

米山でございます。よろしくお願いいたします。

【加藤都市整備部長】

都市整備部都市計画課長、齋藤勇です。

【齋藤都市計画課長】

齋藤です。よろしくお願いいたします。

【加藤都市整備部長】

まちづくり推進部まちづくり第一課長、松村遼太です。

【松村まちづくり第一課長】

松村です。よろしくお願いいたします。

【加藤都市整備部長】

まちづくり推進部まちづくり第二課長、上田重孝です。

【上田まちづくり第二課長】

上田です。どうぞよろしくお願いします。

【加藤都市整備部長】

以上が出席理事でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会長、審議会の開催をよろしくお願いいたします。

【小泉会長】

それでは、ただいまから渋谷区まちづくり審議会を開会いたします。

本日は、遠藤委員から欠席の連絡をいただいております。

現時点で渋谷区まちづくり条例施行規則第5条第2項の会議要件を満たしております。

最初に、ご報告がございます。

前回第34回開催から委員に変更がございます。昨年9月に久保会長が退任されまして、新たに私、小泉が会長を務めさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

また、新たにお二方に委員としてご就任いただくことになりました。お名前をお呼びいたします。須藤憲郎様、それから出石稔様、ありがとうございました。皆様、改めてよろしくお願いいたします。

皆さんから自己紹介をというお話ですので、私から順に、自己紹介をさせていただければと思います。

私、このまちづくり審議会の位置づけを規定するまちづくり条例の策定から渋谷区のまちづくりに関わらせていただいております、いろいろな立場で今でも区の行政にご協力さしあげてきました。それから、最近では須藤さんも参加していただいておりますが、渋谷未来デザインという渋谷区と民間企業が出資した一般社団組織がありまして、そこで、区とも連携しながら、先端的な取組をいろいろな主体と進めるということをしていただいております。こちらのほうでは、まちづくり審議会の委員ということで、当初から委員として務めさせていただいておりますので、今回会長ということで、十分な責務を果たせるかどうか心配ではございますが、改めてよろしくお願いいたします。

それでは、続いて、出石委員、よろしくお願いいたします。

【出石委員】

このたび委員に就任いたしました出石稔と申します。勤務は、横浜にあります関東学院大学法学部です。専門が地方自治や行政法ですので、まちづくりの特に技術的な面はなかなか明るくはありませんが、法的な側面、法律と条例との関係などを専門としております。ちなみに鎌倉市のまちづくり審議会の会長を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小泉会長】

出石委員、ありがとうございました。

続いて、古井委員よろしくお願いいたします。

【古井委員】

古井でございます。もともと恵比寿に20年ほど住んでおりまして、今は広尾におりますけれども、息子が加計塚小だった関係で、そのぐらいのときから、少し教員の方々が社会が応援するような活動ということで、加計塚小、広尾小からスタートしまして、今は渋谷区内の割とPTAの方々との連携をする機会が非常に多くて、地元にお住まいの、PTAの方は大体地元生まれも育ちの方が多いので、そういった方々のネットワークを割と継続してお付き合いさせていただく関係上、そういった方々のご意見を耳にすることも多く、何かそういったところで

お役に立てればと思っております。職業のほうは、渋谷三丁目にあります金王神社の鳥居のすぐ横の角のビルで、イベントとかプロモーションの会社を創業から携わっておりまして、34期目の会社となっております。在住、在勤ということで、渋谷区にもすぐに何か役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小泉会長】

よろしくお願いいたします。

続けて、須藤委員、お願いいたします。

【須藤委員】

須藤と申します。私もお存じの方もたくさんいらっしゃるんですけども、昭和52年に渋谷区に入所して、土木行政全般、主に道路空間の再整備などに携わり、その後、都市整備に移って、渋谷駅の周辺の再開発の調整を行い、その後、退任してからは、今、小泉会長とも同じなんですけれども、渋谷未来デザイン、一般社団法人の初代の事務局長をやらせていただき、産官学民連携の取組を進め、渋谷区の基本構想の実現を外から加速させるという目的で働いております。

ちなみに、私自身は恵比寿南二丁目の住民で、地域の活動で、地域清掃ですとか、お祭りですとか、かつては、近くの公園で町会でみんなで花火を上げたり、いろんなことができたんですけども、今はなかなかできなくなっているということと、それから、町会の人材が不足しているというのを何とかしなくちゃいけないなと思って、今回こういうところにも参加させていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。

【小泉会長】

ありがとうございます。

それでは、これから皆様にご協力いただいて、この審議会を進めていきたいと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

それでは、審議の前に、本日の議事録の署名委員について指名をさせていただきたいと思います。本日は、古井委員と須藤委員にお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

【古井委員】

承知いたしました。

【須藤委員】

はい。

【小泉会長】

よろしくお願いいたします。

それから、本日の議題に関しましては、非公開とする理由は特にはないと思いますので、公開の審議としたいと思います。

本日は、傍聴の申請が1件あると聞いております。傍聴人に入場していただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【小泉会長】

異議ないですね。

それでは、傍聴人を入場させてください。よろしくお願いいたします。

〔傍聴人入室〕

【小泉会長】

それでは、議事に入りたいと思います。

議事に先立ちまして、事務局のほうから本日の資料の確認をお願いいたします。

【齋藤都市計画課長】

それでは、皆様のお手元のタブレット端末より、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料A、認定要件審査表、初台まちづくり協議会、資料B、申請概要資料、同じく初台まちづくり協議会、資料C、認定申請説明資料、こちらも初台まちづくり協議会、本日の会次第でございます。

次に、本日追加してございます資料については、資料1、諮問文の写しでございます。そして、千駄ヶ谷まちづくり協議会については差し替えがございまして、資料D、資料E、資料Fについて、それぞれ認定要件審査表、申請概要資料、認定申請説明資料を追加してございます。最後に、渋谷区まちづくり審議会名簿でございます。資料はそろっておりますでしょうか。

なお、本日追加資料につきましては、審議会終了後、委員の皆様にお送りをいたします。

それでは、不足している資料がないようですので、会長、お願いいたします。

【小泉会長】

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議題1ということで、初台まちづくり協議会の認定について、それから、議題2、千駄ヶ谷まちづくり協議会の認定について、2件の諮問事項について、説明については、まとめて説明をしていただいて、審議については、各案件ごとに一旦議論をさせていただいて、諮問、答申というふうに運びたいと思います。

それでは、事務局のほうから諮問の説明をお願いいたします。

【加藤都市整備部長】

本来でございますと、区長よりご諮問申し上げるところでございますが、私から諮問文を代読させていただきます。

お手元に資料1としまして、諮問文の写しを配布しておりますので、ご参照ください。

それでは、代読させていただきます。

5 渋谷区都発第58号、令和5年7月25日、渋谷区まちづくり審議会会長、小泉秀樹殿。渋谷区長、長谷部健。

まちづくり審議会の認定について（諮問）。

渋谷区まちづくり条例第7条第2項第1号及び第19条第3項の規定に基づき、下記の2団体の認定について、貴審議会の意見を伺いたく諮問します。

記

1、初台まちづくり協議会。

2、千駄ヶ谷まちづくり協議会。

なお、詳細につきましては、議題1につきましては松村理事より、議題2につきましては上田理事より説明させていただきます。

【小泉会長】

それでは、松村さん、説明をお願いします。

【松村まちづくり第一課長】

それでは、議題1、初台まちづくり協議会の認定について、まちづくり第一課長松村よりご説明いたします。着座にて失礼します。

渋谷区まちづくり条例第19条第1項で、「区長は、この条例の基本理念に基づき、地域におけるまちづくりを目的とする団体で、地区住民等で構成され、かつ、区規則で定める要件に適合するものは、当該団体をまちづくり協議会として認定することができる。」としております。区規則で定める要件は、渋谷区まちづくり条例施行規則第18条第1項第1号から第10号までの事項でございますので、以降、順番にご説明いたします。

では、資料Cをご覧ください。

ページをおめくりください。

まず初めに、初台まちづくり協議会について、概要を説明いたします。

初台まちづくり協議会は、平成31年3月30日に設立されました。その背景として、2017年、秋頃から、玉川上水旧水路緑道の再整備に向けて話し合う区主催のワークショップや、甲州街道及び水道道路の再整備に向けたササハタハツ・フューチャーセッションといったまちの動きや地区内の公共施設の再編、エリア内外の都市開発の動きなど、初台地区を取り巻くまちの環境は変遷の時期を迎える中、まちづくり勉強会やまち歩き等の開催を通じて、地域住民の中でまちづくりの意識が高まったことによるものになります。

設立趣旨といたしましては、初台というまちを選んでよかった、初台にこれからも住み続けていきたいと思うには、差し障りが起きたときに、話し合う場が担保されていることであると考え、初台を取り巻く開発や再整備といった現状を踏まえ、住民はもとより、地域に拠点を持つ団体、商店や企業、そこに働く人々が行政と協働し、まちづくりを進めるために、初台まち

づくり協議会を設立するに至りました。

対象範囲は、初台一丁目、二丁目の全域となります。

協議会の構成員については、正会員、賛助会員といった枠組みがございます。正会員は、協議会の目的に賛同する者で、当該地域に在住する者、当該地域で事業を行う個人、団体、法人及びそれらに所属する個人（在勤者）、当該地域内で土地、建物に関する権利を有する個人、団体、法人を言います。賛助会員は、協議会の目的に賛同し、入会を希望する当該地区外の個人、団体、法人を言います。

協議会の活動は、提言活動、わがまちルール登録と運用、地区計画や無電柱化といった中長期のまちづくりの検討、定型工事協定書の作成と提供を軸に活動を行っております。

財政については、活動資金は、会費及び寄附からとし、構成員は、会則で定める額を納入するものになります。

今回の認定申請については、まちづくり協議会のステークホルダー、住民、会員、地域社会、行政機関、各種団体、開発事業者などに対して、信頼性並びに発信力を高め、地域を代表して初台のまちづくりを考えていると内外共に認められ、また、初めて組織の存在を知った人々にも信頼される組織とし、事業者等との協定締結の円滑とまちづくり組織としての実効性を一層担保していきたい考えということで伺っております。

ページをおめくりください。

続きまして、渋谷区まちづくり条例施行規則第18条に定められたまちづくり協議会の認定要件について、これから審議にお諮りいたしますため、規則について一読させていただきます。

第18条、条例第19条第1項の区規則に定める要件は、次に掲げる事項とする。

第1号、まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の目的が、条例第2条に規定する基本理念に基づいていること。

第2号、協議会の構成員が地区住民等であり、活動する地区全体から参加し、その人数（1世帯に複数の当該構成員がいる場合は、1世帯を1人とし、当該構成員が法人の場合は、1法人を1人として算定する。）が原則として30人以上で、かつ、その2分の1以上が地区内に居住していること。

第3号、地区内の町会、商店会、企業及び各種団体等の代表者が参加する等、当該協議会が、その活動する地区を代表していると認められること。

第4号、当該協議会が活動する地区が、ほかの協議会の活動する地区と重複していないこと。

ページをおめくりください。

第5号、協議会の活動する地区に地理的な一体性があること。

第6号、定期的に協議会の活動がなされていること。

第7号、会則及び役員の定めがあること。

第8号、会長及び役員が民主的な方法で選任されること。

第9号、当該協議会が活動する地区の全ての地区住民等が、協議会への入退会を自由に行うことができること。

第10号、特定のものに対して著しい利益または不利益を与えるものでないこと。

以上になります。

ページをおめくりください。

まず、規則第18条第1号の協議会の目的でございますが、まちづくり条例の基本理念に合っているかという要件がございます。

ページをおめくりください。

会則第2条に目的が定められてございますが、協議会は「住んでよかったまち・住み続けたいまち・初台」となることを目的として設立し、住民はもとより地域に拠点を持つ団体・商店や企業、そこに働く人々が行政と協働し、まちづくりを行うものとする。」としておりまして、協働型のまちづくりの理念が示されております。したがって、まちづくり条例の基本理念としての協働型のまちづくりの理念が示されておると考えられますので、要件を満たしているということが判断できます。

ページをおめくりください。

次に、規則第18条第2、3号の構成員と代表性について説明します。

まず、第2号について、構成員の審査内容としては、地区住民等で構成され、活動する地区全体からの参加があり、30人以上、かつ、半数以上が地区内に居住しているという要件です。

ページをおめくりください。

こちらは、併せて、資料Bの5、6ページ目をご覧ください。

本協議会は、個人会員、法人会員、賛助会員、合わせまして64名の構成員がおり、地区住民は、そのうち47名となっております。よって、30名以上となっております、約73%が初台地区に在住しているため、要件を十分に満たしていることが判断できます。

続いて、第3号の代表性についてでございます。

協議会は、各種団体等の代表者が参加しているかという要件がございますが、こちらも資料Bの5、6ページの名簿をご覧ください。

この地区での町会や商店会は、それぞれ一つ成り立っており、初台町会の町会長役員等、役員といいますと、理事や監事になりますけれども、及び、初台商盛会の会長や理事等が参加しております。その他、企業や地域活動団体や地区委員といった団体からの参加もあり、代表性についても認められることが判断できます。

それでは、ページをおめくりください。

こちらは、役員について説明したものになります。

役員は計13名おり、会長1人、副会長が3人、理事が会長、副会長を除いて7人、監事が2人といった内訳になっています。

ページをおめくりください。

続きまして、規則第18条第4、5号、活動区域の要件についてでございますが、活動する地区が他協議会と重複していないこと、そして、その下の項目にある、活動する地区に、地理的の一体性があることというのが要件でございます。

ページをおめくりください。

スライドをご覧くださいまして、初台まちづくり協議会は、初台一、二丁目全域、すなわち初台地区全域が活動地区となっており、ほかの認定まちづくり協議会とのエリアの重複はございません。また、地図をご覧くださいと分かりますように、幹線道路等でエリアが区切られており、地理的な一体性を有することが判断できます。

ページをおめくりください。

続いて、規則第18条第6号について、定期的な活動がされているということが要件でございます。

ページをおめくりください。

こちら、設立から申請を受理した2022年までの活動履歴を積み上げ棒グラフにして示したのになります。

グラフの一番下の色から、理事会、総会、公開講座、専門部会、ビジョンに向けた活動を示しております。直近の2022年は、これらの活動を合計17回実施しております。内訳としては、理事会を5回、総会を1回、公開講座を3回、専門部会を5回、ビジョンに向けた活動を3回実施しました。

ページをおめくりください。

このページでは、公開講座という協議会が主催する、どなたでも参加することができる開かれたまちづくりに関する講座があり、そのチラシを紹介したのになります。公開講座は、申請受理時点で8回、今年度の4月に9回目を実施しており、人数に多少のばらつきはあるものも、地域住民を中心に20名から30名の方々が参加しております。

15ページにお進みください。

続いて、地域住民等への参加呼びかけの方法として、まず、会員向けニュースレターについて説明します。

会員向けニュースレターは、まち協の会員に向けて、それぞれの部会の活動の様子やまちの動きなどを発信する発信媒体となります。これまで8回、申請時点では7回になりますけれども、発信が行われてきました。今回は、イメージとして5回目の発信の抜粋を掲載してございます。

ページをおめくりください。

続いて、HATSU MACHI NEWSです。

これは、年に一度、初台まちづくり協議会の活動を周知するもので、ポスティング業者に依頼し、初台一、二丁目を対象に全戸配布を行っております。ポスティング数は、おおよそ5,000部になるとのことです。

ページをおめくりください。

まちづくりビジョン策定に向けた活動についてです。

初台今昔というテーマで、初台の今と昔を様々な立場、年代を通して意見を出し合い、まちを知り、初台に住む人、働く人、初台に関心を持つ人など、全ての人とビジョンをつくっていくという目的の下、388 FARMβ（ササハタハツファームベータ）、オペラシティブェスティバル、おとなりサンデーといった既存の地域イベントに参加していく活動を行っております。

ページをおめくりください。

工事協定書は、初台地区内で実施される工事に対し、工事期間中の安全確保や、竣工後にその建物に住む人が初台に住んでよかったと思える関係性を築くことを目的に発足された部会で、過去に5件、事業者及び施工者と協定を結んでおります。ここに挙げている画像は、実際の協定書になります。工事車両の通行規制の時間や工事工程の細かな共有などが定められております。

ページをおめくりください。

新たな会員獲得に向けた取組になります。

こちらに挙げたような会員募集のチラシの配布を行い、継続的に募集をしております。

以上から、定期的に協議会の活動がなされていることが判断できます。また、当協議会が設立されるまでに、平成26年12月から平成30年8月末までに、都市生活の課題を学び、協働型のまちづくりを推進していくための勉強会20回、及び初台地区の歴史を知るためのまち歩き、こちら3回をしてきた活動実績もございます。

なお、本日が2023年7月で、当初この申請を預かってから約8か月経っておりますが、この8ヶ月の間の活動については、資料Bの13ページの記載のとおり、理事会3回、部会活動4回、ビジョン策定に向けた会議、会員向けニュースレターの発行や公開講座といった形で、定期的に活動が行われております。

ページをおめくりください。

まちづくり条例施行規則第18条第7号、会則及び役員の定めに関する要件でございますが、会則については、資料Bの21ページから26ページまで、全20条の規定が設けられております。役員の定めについては、同会則第15条に明記されております。

ページをおめくりください。

続いて、まちづくり条例施行規則第18条第8号、会長及び役員の選出方法については、民主的な方法で選任されることが求められております。

ページをおめくりください。

まず、役員については、会則第15条第1項各号で、会長、副会長、理事、監事と位置づけられております。その選任方法は、正会員全員から組織される総会、こちら会則第10条に定めがございまして、理事及び監事が選任され、その理事から構成される理事会、こちら会則第12条に定めがございまして、会長、副会長が互選されます。正会員は、会則第6条で規定されるとおり、地区内に在住する個人等から成ることから、民主的な方法で選任されていると判断できます。

ページをおめくりください。

規則第9号、協議会への入退会でございますが、活動地区内の地区住民等の入退会が自由に行えるかという要件がございます。

ページをおめくりください。

こちらにつきましては、会則第8条に入会及び会費について、会則第17条には退会についての規定がございます。

第8条第1項に、入会は別に定める入会申込書を会長に提出することとされております。また、第17条第1項にて、会員は別に定める退会届を会長に提出することで退会できるとされております。このように、届出により自由に入退会できるものとなっております。

ページをおめくりください。

最後に、まちづくり条例施行規則第18条第10号の特定のものに対して著しい利益、または不利益を与えるものでないことという要件についてです。

これにつきましては、以上のご説明からも分かりますように、特定のものに対して著しい利益、または不利益を与えるものではないということが明らかであると認められるというふうに存じます。

では、以上で、議題1、初台まちづくり協議会の認定についての諮問内容の説明を終わります。

【上田まちづくり第二課長】

それでは、続きまして、千駄ヶ谷まちづくり協議会の認定申請についてご説明させていただきます。着座にて失礼します。

説明の流れですけれども、まず初めに、千駄ヶ谷まちづくり協議会の認定目的や、対象活動範囲、これまでの取組の概要について説明させていただきまして、その後、認定要件を満たしているかを順にご説明させていただきたいというふうに思っております。概要と認定要件の説

明で一部重複するところがございますけれども、ご容赦いただければと存じます。

それでは、説明は主に資料F、説明資料を使って説明させていただきます。資料Dの認定要件の審査表、また資料E、団体からの申請を取りまとめたものは、適宜ご確認いただければと思います。

まず初めに、千駄ヶ谷まちづくり協議会の認定目的についてです。

千駄ヶ谷まちづくり協議会は、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の東京での開催決定を契機とし、地域の町会や商店会が中心となって、平成26年に組織検討されました。初動期は、新国立競技場の整備等、オリパラに係るまちづくりの議論が行われておりました。それらの事業者と協議等を経て、まちづくりに関するノウハウを蓄積しておりまして、地域主体のまちづくりを行える下地が整っているところでございます。

一方で、オリパラ開催期間中は、地域とオリパラの施設等の関わりが希薄化しておったため、オリパラが終わった後に、それぞれ自主的な活動を行うようになった今、地域と事業者とが連携し、地域まちづくりを推進していくことができる環境が現在整っております。また、千駄ヶ谷地域は、アパレル産業や将棋、能、オペラなどの文化資産、神宮外苑、新宿御苑等の緑など、地域資源が点在しており、それらを有機的に複合させたまちづくり活動が活性化させることにも意義があります。

今後、人口減少社会に至る中で、まちの繁栄を図るためには、地域に住み、働き、学ぶ人たちが協力し、まちの魅力を発信していく必要があります。このために、渋谷区に認定されたまちづくり協議会として、開かれた場でまちづくり活動を活発にしていくために、まちづくり協議会の認定を申請するに至ったということで聞いております。

それでは、ページをおめくりください。

千駄ヶ谷まちづくり協議会の概要についてご説明いたします。

千駄ヶ谷まちづくり協議会は、平成27年4月15日に設立されました。設立目的としては、千駄ヶ谷まちづくり協議会会則第2条に定められております。会則は、資料Eの13ページから載せておりますので、ご確認いただければと思います。

こちらに書いてあります記載は、一部抜粋となりますが、「歴史的地域性を再構築し、「おもてなし」の心で、「住む人」「働く人」「学ぶ人」「訪れる人」など、千駄ヶ谷地域の様々な方々にとっての快適なまちづくりのために住民と企業・事業者と大学等と渋谷区が協働して、安全で快適な住環境の維持・形成、地域コミュニティの創出に向けて取り組む。」とされております。

協議会の活動範囲といたしましては、千駄ヶ谷一丁目全域、二丁目の一部、三丁目の一部、四丁目全域、五丁目の一部、六丁目全域及び神宮前二丁目の一部となっております。

これまでの主な活動といたしましては、オリパラを契機としたまちづくりの検討、まちづく

りニュースの発行、まちづくりの目標とルールの検討及び作成、街路灯及び電線地中化の検討などが挙げられます。

構成員としましては、千駄ヶ谷まちづくり協議会の目的に賛同する者として、地域で活動する町会、商店会及び全体会で承認を得た団体、法人及び全体会が必要と認めた団体、法人、個人を正規会員として会則に定めております。そのほかに、協議会の目的に賛同し、参加、支援を希望する団体及び個人を賛助会員としております。

活動財源は、会費及び寄附としております。

ページをおめくりください。

次に、これまでのまちづくり協議会の主な活動の資料を一部ご紹介させていただきます。

今写っています左側が2016年、平成28年に、オリパラ観戦に来る人たちなどに配慮したまちづくりを進めるため、まちづくり協議会が主体となって、まち歩き点検を実施した資料になってございます。右側は新国立競技場に対する地元要望の検討資料というふうになっております。

ページをおめくりください。

こちらは、まちづくり協議会が主催する千駄ヶ谷駅前のまちづくりに関する勉強会の開催案内の資料でございます。令和元年度に全3回実施しております。

次のページをおめくりください。

左側資料が、事業者から、新国立競技場の工事進捗報告資料になっております。この工事報告は、適宜事業者から行われていたというふうに聞いております。右側がまちづくり協議会の認定に向けての検討資料でございます。

ページをおめくりください。

こちらは、まちづくり協議会幹事会の開催案内となります。事務局より協議会のメンバーに配布されているものです。

一部ですが、ここまで千駄ヶ谷のまちづくりの主な活動についてご説明させていただきました。あわせて、ここまでで千駄ヶ谷まちづくり協議会の概要をご説明させていただきました。

ページをおめくりください。

続きまして、まちづくり協議会の認定要件についてです。

渋谷区まちづくり条例施行規則第18条に、まちづくり協議会の認定要件が定められております。こちらの内容は、先ほど第1議案の中で説明したものと重複しますので、読み上げは割愛させていただきます。

ページをおめくりください。

次のページも割愛させていただきます。

ページをおめくりください。

ここからは、ただいまご覧いただきました認定要件が合っているかを順に説明させていただきます。

資料Dがまちづくり協議会認定要件審査表となります。併せてご確認いただければと思います。

まず、協議会の目的についてです。

認定条件である施行規則第18条第1号では、まちづくり協議会の目的が条例第2条に規定する基本理念に基づいていることとされております。まちづくり条例第2条では、区、区民、事業者及び大学等は、多様なライフスタイルを実現する生活環境の創出、人々が生き生きと過ごせるパブリックスペースの創出などをまちづくりの目標とし、協働型のまちづくりに取り組まなければならないと定めております。

次のページをおめくりください。

こちらは千駄ヶ谷まちづくり協議会会則第2条です。

協議会は、歴史的地域性を再構築し、「おもてなし」の心で、「住む人」「働く人」「学ぶ人」「訪れる人」など、千駄ヶ谷地区の様々な方々にとっての快適なまちづくりのため、区民や企業、渋谷区が相互協力し、協働型のまちづくりに取り組み、地域の魅力を向上させることと定めております。

以上のことから、要件である条例第2条の基本理念に基づいており、認定要件に満たしております。

ページをおめくりください。

続きまして、構成員と代表性についてです。

施行規則第18条では、第2号で、協議会の構成員が地区住民等であり、活動する地区全体から参加し、その人数が原則として30人以上で、かつ、その2分の1以上が地区内に居住していること。第3号で、地区内の町会、商店会、企業及び各種団体等の代表者が参加する等、当該協議会がその活動をする地区を代表していると認められることとされております。

ページをおめくりください。

協議会内の現在の会員ですが、名簿の一覧は資料Eの3ページに記載がございます。正会員は、個人が23名、法人が7名、賛助会員が5名であり、合計35名となっております。このうち、要件対象となりますのは、活動範囲内のメンバーが正会員が23名と法人が7名、賛助会員1名の31名であり、地区内在住者は、正会員23名と賛助会員1名の24名で、全会員の半数以上となっております。また、代表性についてですが、資料の右側、ご覧のとおり、地区内の各町会長、商店会長及び法人の課長、部長級が加入している状況でございます。これらにより、2つの認定要件については満たしております。

ページをおめくりください。

続きまして、活動区域についてです。

施行規則第18条第4号では、ほかの協議会と重複していないことと定められており、第5号では、地理的な一体性について定められております。

ページをおめくりください。

協議会の活動範囲を示しております。ご覧のとおり、飛び地等はなく、地理的に一体性がございます。また、当該活動範囲の南側には、原宿神宮前まちづくり協議会の範囲と接している状況でありまして、重複しないことは確認してございます。よって、2つの要件につきましては満たしております。

ページをおめくりください。

次に、定期的な活動についてです。

施行規則第18条第6号では、定期的に活動することと定められております。これまでの活動について、先ほどの協議会活動の概要と重複する部分がございますが、ご紹介させていただきます。

ページをおめくりください。

こちらの記載、資料の年号が年表記になっておりますが、正しくは年度でございます。よろしくお願いいたします。

これより詳細なものにつきましては、資料Eの5ページより、活動実績が記載されております。

千駄ヶ谷まちづくり協議会は、平成26年度から検討が始まっており、平成27年度に第1回の幹事会が開催され、発足しております。平成27年度、平成28年度は、それぞれ合計6回の幹事会、分科会として、オリパラの情報提供等が行われてきました。

ページをおめくりください。

平成29年度では、合計6回の幹事会のほか、歩道整備分科会として千駄ヶ谷駅から鳩森八幡間の歩道整備の検討がされております。

平成30年度は、合計3回の幹事会のほか、オリパラ分科会や道路通称名の検討に関する分科会、まちづくりについての勉強会が行われております。

ページをおめくりください。

平成31年、令和元年度につきましては、合計4回の幹事会のほか、千駄ヶ谷駅周辺の道路整備や再開発の検討に関する分科会、また、千駄ヶ谷のまちづくりに関する勉強会が3回開かれております。また、まちづくり勉強会開催に当たり、協議会から地区内の住人にまちづくりニュースを発行しております。

ページをおめくりください。

令和2年度では、合計3回の幹事会のほか、オリパラ検討やトイレ改修に関する分科会、将

棋連盟及び津田塾大学との協議、令和元年度のアンケートに関するまちづくりニュースを発行しております。

ページをおめくりください。

令和３年度では、合計２回の幹事会のほか、明治公園や代々木公園の改修及び明治公園への要望の検討、将棋連盟への要望の検討に関する分科会が行われております。また、認定まちづくり協議会に関する勉強会や法人への加入相談に関する分科会も適宜行われております。

ページをおめくりください。

令和４年度では、合計３回の幹事会のほか、環状５の１号線に関する分科会、まちづくり協議会認定に関する分科会が行われております。

今年度は、既に２回の幹事会が行われており、明治公園をつなげる３０人という分科会の立ち上げが検討されているところでございます。

以上、今年度の予定も含め、これまでの定期的な活動についてご紹介させていただきました。定期的な活動は、今のご説明で確認できますため、認定要件を満たしております。

ページをおめくりください。

次に、会則及び役員についてです。

施行規則第１８条第７号では、会則及び役員の定めがあることと定められております。千駄ヶ谷まちづくり協議会会則第６条に、役員の定めに関して明記されております。資料Ｅの１４ページになってございます。よって、認定要件を満たしております。

ページをおめくりください。

次に、役員選出方法についてです。

施行規則第１８条第８号では、会長及び役員が民主的な方法で選任されていることと定められております。

ページをおめくりください。

会則６条では、役員が全体会による承認を得て選出されていることが定められており、第８条では、全体会の承認事項の一つとして、役員及び監査役の選任が定められております。また、現在の役員は、代表幹事１名、副代表幹事１名以上、企画幹事若干名、会計幹事２名及び監査役２名となっております。よって、認定要件を満たしております。

ページをおめくりください。

次に、入退会についてです。

施行規則第１８条第９号では、当該協議会が活動する地区の全ての地区住民等が協議会への入退会を自由に行うことができることと定められております。

ページをおめくりください。

千駄ヶ谷まちづくり協議会運営細則の３に、入退会について定められており、入会について

は、申請書の提出及び全体会の承認を得ること、退会については、退会届を提出することで、任意に退会できることが定められております。

資料Eの18ページに、千駄ヶ谷まちづくり協議会運営細則を掲載しております。よって、認定要件を満たしております。

ページをおめくりください。

最後に、活動内容についてです。

施行規則第18条第10号では、特定のものに対して著しい利益、または不利益を与えるものでないことと定められておりますが、会則上の実態も、特定のものに利益、不利益を与える規定や活動はありません。よって、認定要件を満たしております。

千駄ヶ谷まちづくり協議会の認定申請についての説明は以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

【小泉会長】

ありがとうございました。

ただいま、議題1及び議題2について説明をしていただきました。

諮問事項でございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

まずは、最初の初台のほうについて何かお気づきとか、気になる点がもしありましたら、お願いできればと思うんですが、どうでしょうか。条例の内容と施行規則等、提出いただいた各認定要件の審査に関するレポートを見比べなければいけないので、なかなか簡単ではないんですけれども、いかがでしょうか。

【出石委員】

初台のまちづくり協議会設立が平成31年、千駄ヶ谷のまちづくり協議会の設立が平成27年ということですが、令和5年になって協議会の認定を申請しています。このタイムラグというか、かなり期間が経っていますけれども、これは過去の例もそういうことなのか、実績を上げてからの認定申請ということなのか、そのあたりの運用の状況を教えてもらいたいと思います。

【小泉会長】

いかがでしょうか。こちら、各々について。過去の事例だから、当該事例というよりも、課長のほうから分かる範囲で結構なのでお答えください。

【齋藤都市計画課長】

冒頭に、過去のまちづくり協議会の事例についてご案内したいと思います。スライド出ますか。

平成18年に、初めてまちづくり協議会の認定が行われまして、この地図でいうところ、5

つのまちづくり協議会がございまして、一番右上が原宿神宮前まちづくり協議会、そしてその下が渋谷東地区まちづくり協議会、左側にいきますと、渋谷道玄坂周辺地区まちづくり協議会で、その下のピンクのところは桜丘周辺地区まちづくり協議会、一番下が代官山ステキなまちづくり協議会、この5つがまちづくり協議会として認定を受けております。

過去の経緯を申し上げます。次のページをお願いしていいですか。

それぞれのまちづくり協議会の認定の時期ですけれども、代官山、原宿、渋谷東、道玄坂に関しては平成18年に認定を受けているところでございます。最初は、代官山ステキなまちづくり協議会、こちらを含め、年内に4つのまちづくり協議会が認定されたところでございます。約8年ほど間を空けまして、桜丘周辺地区まちづくり協議会というところが認定されたところでございます。なぜこのタイムラグというか、期間が長い間生じたかという、それぞれのまちづくり協議会の活動として、先の4つに関しては、既に過去から様々な取組が進められてきたところでございまして、桜丘ももちろん活動はしてきたところではあるんですけれども、なかなかまちづくり協議会内部で議論がまとまらなかったということもあって、若干ほかのまちづくり協議会に比べて時間がかかったというところはございます。

いずれにしても、まちづくり協議会で、わがまちルールであったり、地区計画など、これはまちづくり協議会から提案を受けたものではないんですけれども、地区計画に関しましても、それぞれのまちづくり協議会の中で、いろいろご意見をいただいたりしているところでございます。過去の経緯については、そんなところでございます。

【小泉会長】

当初の4つについては、まちづくり条例ができる前から、任意の団体として活動してきた組織があったり、それからまちづくり条例ができるということを聞きつけて、組織形成をそれに併せて行ってきたような団体で、条例がせつかくできたのだから、ちゃんと組織をつくって、認定してもらおうという形で申請してきたという経緯なんですね。

恐らく、今回少し担当の方から説明いただきたいのは、今まで任意の団体として、それなりの実績を既に重ねてきた団体さんで、もう少し早く認定してもよかったんじゃないかというような、逆に言うとなぜこのタイミングで認定の申請をしてきたのかというところを、説明していただけるといいかもしれません。

【松村まちづくり第一課長】

では、まず、初台のまちづくり協議会ですけれども、先ほどご説明させていただいた資料Cの2ページ目のところに、背景等を記載させていただいておりましたところですが、この設立については、平成31年3月なんですけど、こちらの協議会立ち上げまでの間、地域の皆さんのほうで、まちづくり勉強会という形で、2014年12月から、およそ5年くらい活動をもととされていまして、その中で、まち歩きもして、まちの課題を皆さんと認識していくという

ような活動を既にやられていたというところです。

その背景のところにも書いてありますように、2017年に、渋谷区の玉川上水旧水路緑道のところの再整備に向けたワークショップというものが立ち上がりまして、そうした非常に地域の中でも軸になる公共施設の再編があるという動きの中で、やはり区主導だけではなく、地元の皆さんしっかり協働しながら将来を考えていくということが必要なのではないかとといった課題意識がより高まってきたというところで、そうした背景を受けて、まちづくり協議会の設立に至ったというふうに伺っております。

今回、なぜ認定を取得するか、あるいはそのタイムラグというお話も先ほどありましたけれども、協議会の活動自体は、先ほどご案内したとおり、非常に活発に定期的になされております。若干コロナの期間等も挟んだので、一時少し抑えながらというところの期間もあったんですけども、やはりまちづくり協議会の中で、こちらのほうにも記載しておりますが、例えば定型工事協定書の作成、提供、こういったものを事業者と締結する際には、やはり任意のまちづくり協議会という形ではなく、しっかりと認定を受けた協議会として協定の締結対象になる、そうしたところの必要性があるというふうに認識を深めたというところが1点と、あと、やはりここにありますようなまちの将来を考えていくに当たっては、条例上、もちろんわがまちルールですとか、そうしたものもここではあるんですけども、やはりまちの将来像をビジョンとして形をつくってやっていきたいといったところをまちづくり協議会としても発意していきたいといったような動きがありまして、今回そのために認定を取って実施していきたいというふうになったというふうに伺っております。

【上田まちづくり第二課長】

千駄ヶ谷につきまして、設立はオリンピック・パラリンピック競技大会を契機したもので、国を挙げてオリパラを行っているものの、オリパラという特徴柄、賛成、反対の意見というのがまちの中でもあったというふうに聞いております。なので、先ほどオリパラ開催期間中もちょっと施設との希薄化があったという話をご説明さしあげましたが、もともと東京体育館ですとか、競技場ですとか、地元と密接に関わっていた管理者が、オリパラの大会本部の方に管理が変わったことよっての希薄化というのがあったというふうに聞いております。

そういった経緯もありながら、協議をしていって、ノウハウは高めつつも、オリパラが終わった後、落ち着いた後に、皆さんの事業者の継続というのができるようになったことから、さらに地域の団体への参加というのを呼びかけて、今になったというふうに聞いてございます。

以上でございます。

【出石委員】

経緯はよく分かりました。端的に言うと、規則の18条の6号があって、定期的に協議会の活動がなされていることという規定があるので、例えば、設立後即、認定というのは多分無理

だと思います。それはそれでよくて、純粹に聞きたかったのは、この6号の数をどのぐらいで見ているのかです。いろいろなわがまちルールを登録することになっていくと、やはり条例上の協議会になっているほうが多分良いだろうし、逆に、あまり拘束されていないから、任意でいきたいというところが長く続いていけば、認定までの期間延びると思います。そのあたりの区での何か運用というのがあるのかどうかというところと、もう一つは、コロナは影響していないか。例えば、コロナがなければ、もっと早く認定申請があり得たのかどうかと、そのあたりを聞きたかったです。

【小泉会長】

多分、前者のほうは、もう当時の担当の人がいなくなっていて、よく分かんないんじゃないかと思うんだけど、僕の記憶で理解する限りは、それほど、例えば3年以上やってなきゃいけないというような規則的な運用をしていたのではなくて、設立半年とか、数か月の場合であっても、定期的な活動をしていて、以降も継続的に活動する準備が整っているとみなせば、この第6号は満たしているというふうに判断してきたという経緯があると思います。

先ほどのこれまでの既存事例のうちの最初の4件は、4件のうちの多分3つぐらいはそれなり活動実績のあるところだったので、実態として任意団体としての活動がそれなりにあったと。

ただ、例えば代官山とかも、恐らく協議会としてのちゃんとした定型的な活動をしっかりするようになったのは、協議会として認定を申請する直前ぐらいだったような気がします。それまで任意団体として、いろいろな様々なイベント的な活動はたくさんやってきていて、それをリーダーの人たちがうまく進めてきたんだけど、協議会の体を取って、ちゃんと民主的なある種の意思決定の仕組みみたいなのを整えて会を運営するというふうに段を取ってきたのは、比較的、認定申請の前、直前に近いような状態だったんじゃないかなというふうに思います。なので、そこは比較的あまり厳しくは取ってこなかったということかと思います。コロナの影響についてはどうですか。

【松村まちづくり第一課長】

資料Cの12ページのほうで、先ほど活動履歴を定量的にグラフでお示しさせていただきましたけれども、基本的に立ち上がった2019年は、3月から9月までの約半年の期間だったというところで、こういった数値になっているんですけども、ですので、その2020年と比較していただくと、およそ2倍ぐらいの頻度としては認められると考えられます。2020年からコロナが本格化してきたという状況の中で、2021年の活動の頻度を見ると、やはりどうしても低減が見られていると。逆に言うと、2022年になってくると、また頻度が高まってきているというところで、決算等も見ておりましたが、やはりこの期間中というのは、若干活動としては控えながらやっていったというような状況があったようには伺っております。

【上田まちづくり第二課長】

千駄ヶ谷も、やはり会議の招集だとかをコロナの影響があったというふうには聞いております。そういう状況の中で、やはり参加団体を呼びかけるというのも、コロナの影響があったのかなというふうには推察されるところでございます。

以上です。

【小泉会長】

ありがとうございます。令和元年度ぐらいからの活動が少し難しかった状況が見て取れますかね。千駄ヶ谷のほうは結構そういう状況があったのかもしれませんが。初台のほうは、区も積極的にいろいろな活動をそこで仕掛けていたので、そこに対して、自分たちも活動しないと、置いていかれるということではないんですけども、一緒にあるタイミングで適切に活動していかないと、自分たちのやりたいこととができないというような状況もあったのかなと思います。千駄ヶ谷のほうは、急ぎ何かに連動しながら活動するというような状況がこの期間は特になかったと思うので、むしろ定期的な会議の開催をその期間はやってきたということですかね。その前は、結構いろいろな勉強会等を開催していたようです。

いかがでしょうか。出石委員、よろしいですか。

【出石委員】

はい。

【小泉会長】

ほかの皆さんは、いかがでしょうか。

【須藤委員】

単純な質問なんですけれども、初台の会則といいますか、協議会の目的の中には、提言であるとか、わがまちルールですとか、あとは地区計画の検討もするですとか、また、もっと踏み込んで、無電柱化などということも書かれているんですが、まちづくり協議会として、これを書いて、どんどん良いまちを進めようというのはとてもありがたいんですけれども、こうなったときに、渋谷区としてはどんな支援をすることを想定されているのかというのを渋谷区さんにお聞きしたいなと思っています。それが1点です。

【小泉会長】

いかがでしょうか。

【松村まちづくり第一課長】

まず初めに、こちらのほうに協議会の役割というところで列挙されておりますけれども、こういった活動を通じて、やはり地域発意の町をしっかりとつくっていきたいというようなところで、わがまちルールの策定ですとか、協定書の話もそうですし、地区計画といったものについても、やはり、先ほど少し申し上げさせていただいたようなビジョンをしっかりと協議会として描いて、それを実現していくための手法としてこうしたものを想定しているというふうに伺っ

ております。

こうしたものを策定していくに当たりまして、今回条例での認定を受けますと、区のほうからのやはり認定まちづくり協議会に対しての支援というところは当然制度としてございますので、例えば何個か申し上げると、事務用品の供与しますですとか、そういったわがまちルールを考えたりするときの経費を一部負担しますですとか、あるいはまちづくり協議会の運営事務を担うための技術者を派遣しますですとか、まちづくりの専門家を派遣します、こうしたようなものの支援が条例上、制度として設けられておりますので、こうしたものを通じて支援していくということを想定してございます。

【小泉会長】

よろしいですか。

会則に、わがまちルールを策定して、登録と運用を図ると明記されているので、それはすごく意欲的で、条例に則ってちゃんとした活動をしようというような趣旨を持っていただいていると思うので、逆に、須藤さんがご指摘いただいたように、それを区としてもちゃんと受け止める責任がありますねというところを確認したかったということかと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと私のほうから1ついいですか。

協議会の構成員の地区住民の割合を算定するときに、賛助会員を含めて母数にしていると思うんですけども、そのほうが要件としては厳しくなるということですよ。母数が増えるためにね。なので、全体に対して地区住民の割合が一定数確保されているという要件がよけい厳しくなるということになるかと思うんですけども、ただ、現実的に考えると、賛助会員を母数に入れるのかどうかはちょっと気にはなったんですけども、その考え方はいかがでしょうか。賛助会員は議決権がなかったりするんじゃないかと思うので、通常の会員と同じ扱いでいいのかというのが、会則をちゃんと見なければ分かりませんが。議決権がないんだとすると、本当は除くものではないのかと思いますが、どうでしょうか。

今回の場合、賛助会員を入れたほうが割合的には下がるのでより厳しめの集計をしており、要件を満たしていることは間違いのないんですけども、今後の算定するときに、本当にそこを入れる必要があるのかどうかというのをちょっと確認しておいたほうがいいのかなと思ったのでお聞きします。いかがでしょうか。

【松村まちづくり第一課長】

今ちょっと資料のCの7ページ目を表示しておりますけれども、初台に関しましては、会則の中で、会則第7条に賛助会員の定めがございまして、賛助会員は基本的に当該地区外の個人、団体、法人を対象にするとされており、賛助会員は何ができるかということ、協議会が行う活動

に参加することができるということで、今、会長がご指摘のとおり、議決権は持っておりません。正会員に関しましては、前段の第6条のほうに記載がございますとおり、正会員であれば、必然的にこちらの地区内の在住の個人であったり、地区外に住まわれている方であっても、活動されている方であれば正会員になれますので、当然正会員に関しては基本的に地区内在住の方が非常に多いかなというような状況でございます。

ご指摘いただいたように、賛助会員が入ってきますと、必然的に母数としては増えますので、率としての確保していくのが厳しくなってくるというのはご指摘のとおりだというふうに存じておりますけれども、これに関しましては、今回は、先ほどおっしゃっていただいたように、従来の判断の基準にのっとりまして、少し厳しいんですけれども、賛助会員を入れる形で率を算定しているという形で数字は出させていただいているというところでございます。

【上田まちづくり第二課長】

千駄ヶ谷でございます。

資料Eの3ページ、賛助会員のところ。千駄ヶ谷は、賛助会員を入れる、入れないではなく、施行規則にのっとって、算定するかどうかを考えております。施行規則第18条の中で、「地域住民等であり、活動する地区団体から参加し」という方、その人数とありますので、今回、賛助会員が、一番上の方だけがこの地区に居住している方で、賛助会員でその活動に参加するという会員になっているので、この1名だけは、そのカウントとしておりますが、そのほかの賛助会員4名については、カウントしていないという形、協議会のメンバーではあるんですけれども、今回の認定の要件にはカウントしていない、認定要件としては除外しているという形で考えているところでございます。

【小泉会長】

母数からも外したということですか。

【上田まちづくり第二課長】

そうですね、母数からも外しております。ただ、会議体の人数ではありますので、会議体は35名なんですけれども、区が認定要件として入っているものについては、35名ではなく、この4人を除いた31名。

【小泉会長】

31が母数。

【上田まちづくり第二課長】

はい、30人以上で、そうですね、入っているのも、この1名の方も増えるので、23プラス1名で24名が31の半分以上という形の考え方で認定しているところでございます。

【小泉会長】

その認定の仕方を会則に照らして整理しておいたほうがいいですね。まちづくり条例の施行

規則との照合はもちろんされていると思うんですが、そのカウントの仕方として何を、例えば協議会の構成員などに関する規定をもとに何をカウントするのかというのを少し整理しておいたほうがいいのかもしれないですね。地区によって類似のその地区の会則があつて、カウントの仕方が地区ごとに違っているのはまずまずいし、それから、会則が違うのだからカウントの仕方も違うということもあるのかもしれないです。

今回は、いずれの場合であっても条例上の要件は満たしていると思うので、例えば今の場合、35にしても問題なく、割合としては35分の24だから、満たしている、ですよね。人数も30人以上という条件にも満たしているということなので、問題ないですけども。いずれにしても、カウントの仕方を少し整理をしていただいて、これから審査する際に、こういう考え方でこうカウントして、こう数字を出していますというところを分かりやすく説明していただけるといいんだと思うんです。これ以降の事例については、方針を定めていただいととは思いました。

よろしいでしょうかね。

【須藤委員】

1点簡単な確認だけ。先ほど千駄ヶ谷の南側の地域が原宿神宮前のエリアと重なっていないという説明があつたんですけども、空白もないと考えていいんですか。接しているということですか。

【上田まちづくり第二課長】

はい、おっしゃるとおり、空白もございません。

【出石委員】

くっついているということですか。

【上田まちづくり第二課長】

そうですね。くっついているんですが、先ほどの資料って、既に認定している、ちょっと縮尺が違うので分からないんですが、こういう形のものになっているところは見て取れるかと思っています。お待ちください。

【小泉会長】

これは、道路か何かで境界が設定されているのでしょうか。

【出石委員】

多分、旧町名の境か町会の境で設定されているのですね。

【小泉会長】

町会の境になっているわけですね。

【出石委員】

そうなのではないですか。

【小泉会長】

なるほど。

【上田まちづくり第二課長】

ですので、神宮前二丁目の一部ですとか、千駄ヶ谷の二丁目、三丁目の一部というふうに今回の範囲になっているのは、そういったことでございます。

【出石委員】

先に認定されている協議会も賛助会員制を取っているのですか。

【松村まちづくり第一課長】

正会員、賛助会員という枠を設けている協議会もあれば、正会員のみとしている協議会もございます。例えば、渋谷・東地区の協議会の場合でございますと、こちらは正会員と賛助会員に分けております。桜丘の場合でいいますと、こちらは賛助会員ありません、正会員のみということです。そうした形で、協議会によりますけれども、正会員、賛助会員という枠組みを設けている協議会が多いという事実はございます。

【出石委員】

要するに、協議会の会則でそれぞれ決めればいいということですね。今たまたま見ている千駄ヶ谷のほうは、賛助会員が全部町会、商店会だからいいとして、これは個人でもあり得ますか。協議会によっては、個人で、正会員にはなりたくないけれども、オブザーバーとして賛助会員だったらなるという、そういう選択肢があるということですね。

【上田まちづくり第二課長】

賛助会員に今個人で入っている方はいらっしゃいます。おっしゃるとおりです。

【小泉会長】

前会長と前町会長みたいな方は賛助会員になっていましたね。

【出石委員】

そうか、団体ではなくて、そういうことなのですね。

【小泉会長】

千駄ヶ谷の場合は、結局、意思決定がどこまで誰があるのかというのは、会則を見るとよく分からないんですね。第5条に規定するだから、第5条に規定するというのは、賛助会員も入っているということなのかなとちょっと思うんですけども、会則を見ると。千駄ヶ谷の場合は。そうすると、賛助会員も含めた母数なのかなというふうにも思ったり、それから、逆に、初台のほうは、たしか議決権はなかったんです。なので、こうした点も含めて検討いただければいいのかなとは思いました。

【齋藤都市計画課長】

今後の認定の諮問する際に、賛助会員の位置づけであったり、そういった会員全体について

の整理をした上で、改めて認定のご説明をしたいと思っております。

ここで、遠藤委員、本日ご欠席でございますけれども、事前にご説明をさしあげていただいたご意見をご紹介しますと思います。

初台及び千駄ヶ谷のまちづくり協議会について、認定をすることについては異論はないという上でのご意見でございますけれども、初台のほうに関しましては、特に緑道でのまちづくりの取組をより強めていくことで、緑道の利用をより活発にしていくという趣旨では、区の方針と合致しているので、よい取組と考えるというご意見をいただきました。なお、協議会の皆さんはご理解されていると思いますが、緑道の利活用のためだけではない、南側の地区にも目を向けていくことが必要だろうというご意見をいただいております。

次に、千駄ヶ谷についてでございますが、遠藤委員は景観審査会の会長もしていられる、景観のことでお話をいただいたんですけれども、景観の話ではあるが、景観形成特定地区のような特定のエリアに対して、まちづくり協議会が積極的に関わっていく仕組みがあるとよいのではないかとご意見をいただきました。

具体的には、新宿御苑付近の、千駄ヶ谷五丁目、六丁目が景観形成特定地区になっておりまして、こういった地区での建築計画については、事業者からまちづくり協議会に説明してもらうような仕組みなどを考えてはどうだろうかというご意見、ご提案をいただいたところでございます。

いずれにしても、まちづくり協議会の活動の目的がこの認定を受けて、地域住民により認知されるということを期待しており、区が認定することで、公的にも認められて、情報発信がされて、地域が盛り上がっていくことにつながるとよいと思うというご意見をいただいたところでございます。

以上です。

【小泉会長】

ありがとうございます。とても貴重なご意見をいただいたと思いますので、答申の後になりますが、認められれば、ぜひ各団体に遠藤委員の意見はお伝えいただいて、今後の活動に反映していただくように、区のほうで調整いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、ほかに特にご意見、ご質問がないようでしたら、議題ごとに諮問事項について、答申の是非についてお伺いしたいと思います。まず、議題1の諮問事項について、提案のとおり認定すべきであると答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【小泉会長】

それでは、議題1については、提案のとおり認定すべきであると答申をさせていただきます。

続きまして、議題2の諮問事項については、提案のとおり認定をすべきであると答申したい

と思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【小泉会長】

では、これについても、提案のとおり認定すべきであると答申をさせていただきます。

以上でよろしいですかね。

では、加藤理事、よろしくお願いいたします。

【加藤都市整備部長】

議題1及び議題2の諮問事項につきまして、ご答申いただき、ありがとうございます。ご答申の趣旨を踏まえまして、地区住民主体のまちづくりを積極的に支援してまいりたいと存じます。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【小泉会長】

それでは、議題のその他、今日の議事次第を見ていただくと、議題3ということで、その他ということで、皆様のほうから何かありますでしょうか。

よろしいですか。

では、私のほうからちょっと1点ご提案したいことがありまして、このまちづくり審議会も、コロナもあって、なかなか審議会の運営開催が難しかったということがありましたし、それから、今齋藤課長のほうから見せていただいたように、これまでまちづくり協議会にしばらく新しい団体が申請をされてこなかったのも、当然認定もされてこなかったということになっていて、ここで新しく2団体が改めて協議会として認定され、区域も広がるということになりましたので、その新しい団体さんなのですが、既存の団体さんについても、最近どういう活動をしているのか、まちづくり審議会の委員である我々もよく理解できておりませんので、既存団体と新しい団体の交流という目的と、それから、可能であれば、委員の皆様にはご都合を合わせていただいて、委員と各団体の情報交換のある種の懇親の場みたいなものを少し企画していただけないかということを考えております。もし、各委員の皆さんからご了解いただければ、そういう場を区のほうにぜひ各団体に呼びかけていただいて、設定させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「賛成します」と呼ぶ者あり〕

【小泉会長】

では、そのような形で、形式とか、日時については、区のほうにお任せしますので、団体同士が気軽に交流できて、我々もそこで各団体さんの活動の状況が理解できるような形で開催をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【齋藤都市計画課長】

ありがとうございます。ちょっとこれからいろいろ調整しまして、日程であったり、場所で

あったり、それぞれのまちづくり協議会の皆様にもお声がけして、なるべく年内には1度開催をしたいと思っております。皆様お忙しいかは存じますが、ご都合がございましたら、ご参加いただければ幸いです。

次に、次回のまちづくり審議会でございますが、今のところ、特に議題はないので、開催は未定でございます。開催の際には、改めて日時を調整させていただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

【小泉会長】

今、事務局から、次回開催未定とのご意見をいただきました。改めて、次回開催の日程について調整させていただくことにしますので、また区からの連絡をしていただいて、調整をしていただければと思います。

特に、ほかに委員の皆様からなければ、これで閉会にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご協力ありがとうございました。これで閉会したいと思います。

午後2時22分閉会